

保国発 0328 第 4 号
令和 7 年 3 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する
一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて

東日本大震災（以下「大震災」という。）により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の免除措置については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号厚生労働省保険局長通知）及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和 6 年 9 月 30 日付け保国発 0930 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）において、一部負担金の支払いの免除の要件について示してきたところである。

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和 5 年度以降の財政支援の取扱いについて」（令和 4 年 4 月 8 日付け復本第 680 号・保発 0408 第 13 号・老発 0408 第 1 号・障発 0408 第 5 号復興庁統括官・厚生労働省保険局長・老健局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等以外における被保険者等及び避難指示区域等の上位所得層の被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和 5 年度以降の財政支援の取扱いについて」（令和 4 年 8 月 29 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課ほか連名事務連絡）でお示ししたとおり、平成 26 年までに指定が解除された旧避難指示区域等（※1）における上位所得層（※2）を除く被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）、避難指示区域等（※3）以外の特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域をいう。）の被保険者等及び令和元年までに指定が解除された旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者等に対する一部負担金の免除措置に対する財政支援については、令和 6 年度をもって終了することとしている。

これを踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日より、一部負担金の支払いの免除の要件については下記のとおりとなるので、貴管下保険者及び関係団体において、適切な取扱いがな

されるよう配慮願いたい。

記

1 一部負担金の支払いの免除の要件について

国民健康保険の保険者は、次のいずれかの要件に該当する被保険者については、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生労働省保険局長通知）にかかわらず、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項第2号の規定により、一部負担金を免除して差し支えないこと。

- ① 平成23年3月11日に旧避難指示区域等（令和6年4月1日以前に指定が解除された区域（令和元年12月31日までに指定が解除された区域を除く。）に限る。②～⑤において同じ。）に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準じる被災をした上位所得層の被保険者等
- ② 平成23年3月11日に旧避難指示区域等に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った上位所得層の被保険者等
- ③ 平成23年3月11日に旧避難指示区域等に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である上位所得層の被保険者等
- ④ 平成23年3月11日に旧避難指示区域等に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した上位所得層の被保険者等
- ⑤ 平成23年3月11日に旧避難指示区域等に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない上位所得層の被保険者等
- ⑥ 平成23年3月11日に帰還困難区域又は旧避難指示区域等（平成26年までに指定が解除された区域を除く。）に住所を有していた上位所得層を除く被保険者等
（注）上記被保険者については、当該区域の指定の解除・再編後においても、引き続き、解除・再編前の被保険者と同等の被保険者として取り扱うこと。

⑦ その他上記の各号に準じる者として保険者が認めたもの

2 その他

本通知における一部負担金の支払いの免除の要件についての詳細は、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保国発0502第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）（以下「平成23年課長通知」という。）の「第3 一部負担金の免除措置の対象者について」によるものとする。

この場合において、平成23年課長通知の「第3 一部負担金の免除措置の対象者について」中「局長通知第2のⅢの1の（1）」とあるのは「「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和7年3月28日付け保国発0328第4号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）の「1 一部負担金の支払いの免除の要件について」」と読み替える。

- (※1) 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）の区域をいう。
- (※2) 「上位所得層」とは、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和6年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和7年7月までの間において、令和5年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- (※3) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。